

## 道路上での作業届の作成にあたって

那覇市道上において、一時的な交通規制を伴う工事若しくは作業を行う場合、道路管理課へ「道路上での作業届」の提出が必要となります。

### 1.提出が必要な工事及び作業

- ① 占用物件の点検、調査、補修、試掘
- ② 側溝清掃、道路清掃等
- ③ 資材等の荷下ろしに伴う市道上での作業
- ④ 建築工事等の重機乗入れに伴う側溝の保護（歩道切下げ無しの場合）
- ⑤ 地域行事等による通行止め（テント、椅子、テーブル、舞台設置を伴う場合は道路占用許可申請）
- ⑥ 道ジュネー、チラシ配布、撮影等
- ⑦ 交通広場内での作業（イベントとの重複を避けるため）

### 2.提出時期

- ① 作業を実施する 1 週間前
- ② 交通広場は、イベント開催との重複を避けるため 1 ヶ月前

### 3.必要書類（各 2 部提出）

#### 【作業前】

- ① 道路上での作業届
- ② 位置図
- ③ 道路使用許可証の写し
- ④ 作業内容が分かる資料（施工計画、養生方法、復旧方法）
- ⑤ 交通安全対策図

#### 【作業完了後提出】

- ⑥ 道路作業完了届
- ⑦ 作業前・後写真、復旧範囲の寸法写真
- ⑧ 埋戻し状況写真（掘削がある場合）

### 4.注意事項

- ① 作業内容によっては、道路占用許可申請（道路法第 32 条）や道路工事施工承認申請（道路法第 24 条）の手続きが必要となりますので提出前にお問合せ下さい。
- ② 舗装の復旧方法について、那覇市の基準がありますので提出前にお問合せ下さい。
- ③ 原則、原状復旧となります。完了後は、速やかに道路作業完了届の提出をお願いします。
- ④ 作業実施にあたり、道路本体若しくは道路付属物施設等に損傷を与えた場合は、原因者の責任において原状復旧することとなります。
- ⑤ 作業届提出後に作業期間に変更が生じた場合は、変更後の道路使用許可証の写しを速やかに提出又は、FAX にて送付して下さい。